

令和5年度 江北町教育施策実施計画



令和5年4月1日
江北町教育委員会

目 次

令和5年度 江北町教育施策実施計画 1

I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、
バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進 3

- 1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進 3
- 2 「確かな学力」を育む教育の推進 4
- 3 「豊かな心」を育む教育の推進 5
- 4 「健やかな体」を育む教育の推進 7

II 教育活動を支える教育環境の整備・充実 8

- 1 幼児教育を支える環境の整備 8
- 2 学校教育環境の整備推進 8

III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用 . . 10

- 1 生涯学習体制の確立と活動の推進 10
- 2 青少年の健全育成 10
- 3 文化財の保護・継承 10
- 4 人権・同和教育の推進 11

IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興 12

- 1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充 12
- 2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進 12
- 3 第78回国民スポーツ大会等への準備 13

V 子ども・子育て支援事業の推進 14

- 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備 14
- 2 子育て支援事業の推進 14

令和5年度 江北町教育施策実施計画

今日、新型コロナウイルスの感染拡大や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化や技術革新、高度情報化等が急速に進む中で、社会環境は大きく変化し、これから厳しい挑戦の時代を迎えるものと考えられます。

また、改定された新学習指導要領の主旨を踏まえて、新しい時代にふさわしい学校教育の在り方を求めていく必要があります。

佐賀県教育は、児童生徒が高い志を持って未来に挑戦できるために知・徳・体の三つの調和の取れた力である、「生きる力」を育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましい人材育成を目指しています。

江北町の教育においては、「多様な芽が豊かに実る新田園都市」の一環として児童生徒の学力・体力保障、生徒指導の充実等をはじめ町民の健康増進、文化的な教養を高め、豊かで健康な毎日を過ごす町づくりに教育の果たす役割は大きいものがあり、次のようなことを目指しています。

- 学校教育については、学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）し、家庭や地域との連携のもと、将来の地域社会の形成者としての役割と自覚を高め、創造的で活力に満ち、たくましく生き抜いていける子どもの育成
- 生涯学習については、地域に根差した個性豊かな文化の創造と、町民の自主的かつ主体的な芸術・文化活動の活性化を図るとともに、地域文化活動の推進及び町民誰もが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツや文化に親しむことのできる環境づくり
- 子育て支援については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画施策を推進、民間保育所の保育受け皿の拡大による児童福祉施策の推進とともに、幼児教育における教職員の資質の向上に努め、幼児の心身の発達に即した活動の充実
- 総務企画については、オーストラリアルーサランカレッジとの学校交流を図り、人の対流づくりと人を育む社会の共創及びフリースクール等奨学金制度により、不登校児童生徒の保護者への経済的支援による学ぶ機会の支援
- 国スポ推進については、令和6年度（2024年）に佐賀県で開催される国民スポーツ大会へ向け、町民・各種関係団体・行政からなる「SAGA2024江北町実行委員会」を中心に、大会の開催へ向けた準備の推進
- 学校づくり推進室については、令和4年度に作成した基本構想を基に、小中学校の創設又は改修事業を推進

江北町教育委員会では、江北町まちミライ創生プランに沿って本町教育の振興に取り組みます。

- I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進
- II 教育活動を支える教育環境の整備・充実
- III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用
- IV 夢・感動と活力を生むスポーツの振興
- V 子ども・子育て支援事業の推進

これらの推進に当たって、地域住民の意向を反映するため町民の参画と共同を基盤とし、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力をはじめ実社会、実生活を生き抜くための資質・能力を育みます。
- 家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣や社会生活における規範意識など、学校生活、社会を生きるための基礎を育みます。
- 地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習の機会を提供し、地域の教育力を高めていきます。

この基本的な役割分担のもと、学校・家庭・地域が相互に理解を深め、密接な連携を図る必要があります。このような認識の下、本町教育に携わる者すべてが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えられるよう本町が目指す教育を推進していきます。

【新】・・・新規の事業・取組

【充】・・・充実させる事業・取組

I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進

1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

小学校以降の教育や生涯にわたる学習を見通しながら、幼児の心身の発達段階に応じた経験や体験を通して、自立心や社会性を養い保護者、小学校、地域等との連携を重視し、人間形成の基礎を育みます。

● 施策・内容

(1) 幼児教育・保育内容の充実

- ア 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容についての理解を促進し、教育・保育内容の充実に努めます。
- イ 公立園として、町内の幼児教育をけん引し、教育・保育の質の向上に努めます。
- ウ 幼児の主体的な活動が確保されるよう園内の環境を工夫し、整備します。
- エ 日常的な安全点検や計画的に防犯・防災訓練等を行い、安全・安心の園づくりに努めます。

(2) 教員・保育士等の資質の向上

- ア 研究主題に沿った保育実践を通じた研修（保育の振り返り及び保育カンファレンス）により、実践的指導力の向上に努めます。
- イ 学校評価・自己評価をもとに幼児教育・保育の質の向上に努めます。
- ウ 月1回以上の園内研修を実施し、教職員が同じ目標に向かって取り組み、教育・保育の質の向上に努めます。
- エ 園内支援会議での情報共有を図り、園児の多様性に対応できるよう努めます。

(3) 幼保小連携

- ア 幼保小合同研修会等を行い、幼稚園・保育園、小学校それぞれの特性の違いを理解していきます。
- イ 年2回程度の連絡会を実施し、気軽に連絡を取り合える関係づくりを目指します。

(4) 食育の推進

- ア 食べる楽しさを味わうとともに作ってくださる方への感謝の気持ちを育くみます。
- イ 栽培活動など通して食べ物の関心を高めます。

- (5) 家庭と連携した生活習慣づくりの支援
- ア 基本的な生活習慣づくりに関する取組を推進（啓発活動・情報発信・講話等）していきます。
 - イ 早寝・早起き・朝ごはんを推進し、小中学校と合わせてノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進していきます。
- (6) 地域で支える幼児教育の推進
- ア 老人会・婦人会・人権擁護委員会・民生委員児童委員・消防署・自治体職員等地域の方々との交流の機会をつくります。
 - イ 小学生との交流や中学生の保育体験等の受入れを行い、交流の機会を設けます。

2 「確かな学力」を育む教育の推進

学力向上に関する施策等を通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を推進するなど、学力向上に向けた総合的な取組を推進します。

また各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。

● 施策・内容

(1) 県調査の活用促進

ア 4月の県調査の結果から、国語、算数・数学、理科、社会、英語の各教科について、基礎的・基本的な知識や技能の習得状況及び学習指導の成果や課題を把握し、指導方法の工夫・改善を図ります。更に次年度に接続した指導計画による一年間の学力向上の検証改善サイクルの徹底を図ります。

(2) ICTの活用

ア 誰一人取り残すことのないよう公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、全ての児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境を充実します。

イ 各学年において、1人1台端末を活用した授業を1日1回以上実施します。

ウ 1人1台端末の環境に適した個別学習向けドリル教材を活用して、一人一人に合った学習の流れをつくり、学力の定着をサポートします。

エ ICT支援員を配置し、授業支援、校務支援、環境整備、校内研修等のサポートを行います。

オ 1人1台端末の持ち帰りに向けた体制づくり及び検証に取り組みます。

【新】

- (3) 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力の向上
- ア 学校運営協議会を通して、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
 - イ 毎月第1水曜日に実施しているノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進します。
 - ウ 情報モラル教育の充実を図ります。
- (4) 中学校における放課後等補充学習支援の充実
- ア 数学と英語において基礎学力の定着が十分でない生徒や、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒の学力向上を図るため、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。
 - イ 補充学習に参加した生徒対象の意識調査において「以前より意欲的に授業に取り組むようになった」と回答する生徒の割合が90%以上、「以前より家庭学習の時間が増えた」と回答する生徒の割合が80%以上を目指します。

3 「豊かな心」を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、社会の形成者としての資質・能力を育むための人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、家庭や地域との連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化及び不登校の状況に応じて学校復帰に向けた段階的な支援の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法に基づき学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を充実させます。

また、道徳教育推進教師を活用し、新学習指導要領を踏まえ、全教職員が一体となった道徳教育の推進体制づくりを行うとともに道徳科の改善・充実に努めます。

さらに、児童生徒支援教員を活用し、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上、特別な配慮が必要な児童生徒に対して、その事情に応じた特別な指導を行うとともに、併せて人権・同和教育の推進に係る取組を行います。

● 施策・内容

(1) 道徳教育の充実

- ア 小中学校全学級で年間1回以上、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開します。

イ 学校において指導内容の重点化を図り、道徳教育の全体計画の評価、改善を行います。

ウ 小中連携を図るとともに、「考え議論する道徳」の充実を図ります。

(2) 人権・同和教育の推進

ア 学校において人権・同和教育に関する職員研修を実施します。

イ 年に1回、学校において人権集会を実施します。

(3) 不登校対策の充実

ア 児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備します。

イ 小中学校に町費のスクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置し、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等が連携・協力した取組を支援します。

ウ 町健康福祉課や民生委員・児童委員との連携を図ります。

エ 「別室における学校生活支援事業」を活用し江北中の「ビッキールーム」に常時支援員を配置します。支援員は、児童生徒の困り感に応じて支援を行い、教室復帰を目指します。

オ 「江北町フリースクール等奨学金交付要綱」に基づき、不登校児童生徒が社会とのつながりの中で均等に学びの機会を得ることができるよう、フリースクール及び教育支援センターで学ぶ不登校児童生徒の経済的支援を行います。

(4) いじめ問題対策の充実

ア いじめ防止基本方針に沿って、いじめ防止に努めます。

イ アンケート調査や面談を実施し、早期発見に努めます。

ウ 研修会等を通して、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の向上を図ります。

エ 組織的に対応できる体制の確立・強化を図ります。

オ アンケートの内容や回数等については必要に応じて見直しを行うとともに、児童生徒が安心して記入できる環境を整えるよう配慮します。

(5) 児童生徒の「まちづくり」に向けた意識の向上・愛郷心の醸成

ア 児童生徒が「まちづくり」について考える機会を設け、江北町に関心を持ってもらうことで愛郷心の醸成を図り、将来の江北町を担う人材の育成を行います。

4 「健やかな体」を育む教育の推進

児童生徒の健康や体力の向上については、学校教育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

また、令和4年度佐賀県教育委員会研究指定「学校安全総合支援事業（交通安全に関すること）」のモデル地域及び拠点校（江北小）を契機として、さらに安全教育の研究を進めます。登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもを守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子どもの危機管理意識の高揚を図りながら危険予測、危機回避能力等を向上させます。

● 施策・内容

(1) 体力向上に向けた総合的な取組の充実

ア 十分な運動量を確保できるような体育の授業を進めます。

イ 全国体力・運動能力、運動習慣調査等の結果から児童生徒の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組みます。

ウ 全国体力・運動能力、運動習慣調査における各学年男女別の体力合計点の平均値が県の平均値を上回る〔小学校12（6学年男女別）のうち6、中学校6（3学年男女別）のうち3〕ことを目指します。

(2) 学校給食の充実

ア 食物アレルギー対応の充実を図ります。

イ 全学年において、年1回食育の授業を実施します。

(3) 健康教育の推進

ア 規則正しい生活習慣の定着（早寝・早起き・朝ごはん）を図ります。

イ 県が実施する小学5年生及び中学2年生を対象とした朝食等実態調査において、「毎日食べた」と回答する児童生徒の割合を90%以上にします。

(4) 安全教育の推進

ア 学校安全計画に基づき、避難訓練や安全指導を実施します。

イ 学校において交通安全教室等の充実を図り、自己安全管理能力を育成します。

II 教育活動を支える教育環境の整備・充実

1 幼児教育を支える環境の整備

幼児一人一人の資質・能力を育てていくために、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境の整備に努めます。

● 施策・内容

(1) 安全・安心で質の高い教育を支える人的環境の整備

ア 幼児の主体的な活動を促し、一人一人の幼児が興味や欲求を十分満足させるよう適切な援助が行なえる人材の確保に努めます。

(2) 充実した教育活動ができる施設環境の整備

ア 業者による園庭遊具の点検を実施し、優先順位を設定して改修します。
イ 園児の安心・安全の確保のため、年次計画で保育室の床張り替え工事を行います。

(3) 特別な支援を要する子への体制整備の充実

ア 学期に1回計画的な園内支援会議を行い、緊急な場合はその都度支援会議を開き支援の方法を検討していきます。
イ 専門的な役割を担う教職員の積極的な研修への参加を促します。
ウ 保健センターへの相談や特別支援学校の巡回相談を活用する等、関係機関との連携を密にします。
エ 個別の教育支援計画を作成し、個々に応じた支援に努めます。
オ 支援が必要な子どもの保護者へのサポートを行います。

2 学校教育環境の整備推進

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、学校と地域が同じ目標をもち、一体となって子どもを育てていくことを目指します。また、小中一貫教育に向けた取組、特別支援教育や外国語教育、そして児童生徒への支援をより充実させるために学校教育環境の整備推進に取り組みます。また、学校徴収金管理システムと事務補助員の配置を継続し、教職員の多忙化解消に努めます。

● 施策・内容

(1) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実

ア 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。
イ 学校運営協議会を3回以上開催します。
ウ 地域が学校の応援団となるように学校運営協議会を通して学校の現状や運営方針について理解を深めます。

(2) 小中連携の充実に向けた取組

- ア 小中連携を通して、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな系統的・継続的な取り組みを実施します。
 - イ 江北小中学校における小中一貫教育について研究（乗り入れ授業、小中合同行事、カリキュラム等）します。
- (3) 特別支援教育の充実
- ア 特別支援教育の理解・啓発を推進します。
 - イ 発達障害やその傾向のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行います。
 - ウ 特別支援学級や通級指導教室の環境整備と指導教員の研修の充実を図ります。
 - エ 学校教育支援員の研修会を開催し、資質の向上を図ります。
 - オ 小中学校の通級指導教室を活用し、個に応じた指導・支援の充実を図ります。
- (4) 外国語教育の充実
- ア 非常勤講師（小学校）1名、外国人ALT 1名、日本人ALT 2名を配置し、外国語教育の充実を図ります。
- (5) 交流事業の充実
- ア 中学生海外交流事業はオーストラリアとのオンライン交流を実施することで、コロナ禍の中でも交流を継続し、お互いの多様な文化を認め合うことを目指します。
- (6) 教職員の多忙化の解消
- ア 学校徴収金管理システムと事務補助員の配置を行い、事務補助員が集金業務や印刷業務等を担うことにより、教職員の多忙化の解消に努めます。
 - イ 学校の業務改善を図るために校長研修会等で検討します。
- (7) 江北町「部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- ア 部活動を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成します。
 - イ 方針に則り、部活動の休業日及び活動時間等を適切に設定します。
- (8) 教育情報の発信
- ア MCA無線による帰宅放送を行います。
 - イ 月1回のノーテレビ、ノーゲーム、ノースマホデーについてMCA無線を使って地域にも周知します。
 - ウ 部活動の土日の地域移行について検討を行います。
- (9) 学校教育施設の整備推進
- ア 今後学校施設について協議します。

Ⅲ 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用

1 生涯学習体制の確立と活動の推進

多様化する様々な学習ニーズに応えるために、生涯学習体制の確立と学習活動を推進します。また、事業実施においては感染症対策を十分に行いつつ、安心安全な活動を行います。

● 施策・内容

(1) ライフステージに応じた教室、講座等の開催

- ア ニーズに応じた各種公民館講座を開催します。
- イ 県民カレッジへの加入促進と県内イベント情報を提供します。
- ウ 自主的な生涯学習活動の促進を図ります。

(2) 公民館、佐賀のへそ・ふれあい交流センターの学習環境整備の充実

- ア 生涯学習活動の拠点としての施設利用の促進を図ります。
- イ ネイブル指定管理者との連携体制（会議の開催、施設管理）を図ります。
- ウ 快適な学習環境整備のための利用者アンケートを活用します。

2 青少年の健全育成

青少年の豊かな創造性と強い意志力を培うとともに、家庭・学校・地域社会が連携し一体となって、地域ぐるみで共働りし、地域社会に貢献する青少年の健全育成を図ります。

● 施策・内容

(1) 青少年健全育成事業の推進

- ア 毎月第1水曜日に、あいさつ運動を実施します。
- イ 夏季休業中に、青色防犯パトロール車両によるパトロールを実施します。
- ウ 青少年の社会参加を推進します。（町民スポーツ大会、地域行事等）
- エ 青少年のスポーツ・文化の推進を図ります。
(児童生徒のスポーツ・文化育成費補助金等)

3 文化財の保護・継承

先人から育み、継承されてきた文化財を後世へ伝えていくとともに、郷土に残る文化財の保護と後継者育成を推進していきます。

● 施策・内容

- (1) 町指定文化財の保護と活用
 - ア 維持管理補助金を交付し、管理者と共に文化財の保護を図ります。
 - イ 広報誌等で町指定文化財のPRを行います。
- (2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進
 - ア 郷土資料館収蔵物の観覧機会の拡充を図ります。
 - イ 郷土資料等の保存に努めます。
- (3) 郷土の歴史を学ぶ学習機会の提供
 - ア 広報誌等により県内イベントの情報を提供します。
- (4) 文化財保護のための各種開発と埋蔵文化財保護との調整
 - ア 埋蔵文化財包蔵地における開発行為の事前把握を徹底します。
 - イ 確認調査・本調査による記録保存を図ります。

4 人権・同和教育の推進

21世紀は人権の世紀であり、あらゆる差別の撤廃のため人権・同和教育の啓発と学習機会を充実します。

● 施策・内容

- (1) 人権・同和教育の啓発と人権学習機会の提供
 - ア 人権・同和教育問題啓発のための研修会を実施します。
 - イ 広報誌等による啓発を図り、広く学習機会を提供します。

IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興

1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充

町内の社会体育施設を有効に活用し、誰もが生涯を通じて目的に応じたスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めます。

● 施策・内容

(1) スポーツクラブ登録制度による施設運営

- ア 事前予約により効率的な施設利用を図ります。
- イ 施設利用重複の調整を行い、限られた施設の有効利用を図ります。

(2) 社会体育施設の管理・整備

- ア 施設維持管理のための修繕、改修を計画的に行っていきます。
- イ 施設利用報告書により要望等を把握し、設備の充実を図ります。

2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進

健康で心豊かな人づくりを目指し、各世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動とスポーツ交流事業を推進します。

● 施策・内容

(1) ニュースポーツの推進と普及

- ア ニュースポーツ講習会や希望区への出前講座を実施し、推進と普及の強化を図ります。

(2) 郡スポーツ交流大会・県民スポーツ大会等への参加促進

- ア 強化練習期間における使用料の免除を行い、大会等への参加を推進します。
- イ 県民スポーツ大会全競技種目への参加促進と、選手の発掘に努めます。

(3) 総合型地域スポーツクラブ（がばい余暇クラブ）による取組

- ア 子どもから高齢者まで幅広い世代の方々がスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。
- イ 町民の健康維持促進を図るための各種イベントを実施します。
- ウ 各サークルにおけるスポーツ交流大会の実施や会員と地域の方々を対象とした交流イベントを実施します。

(4) 障がい者スポーツの普及推進

- ア 障がい者スポーツ競技の施設利用促進を図り、障がい者スポーツについて多くの町民に理解していただく機会を作ります。
- イ 障がいを持つ方がスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。

(5) スポーツに親しむ機会の提供

ア 広報誌等により、スポーツに関する情報を提供します。

イ 町民スポーツ大会への参加を促進します。

3 第78回国民スポーツ大会等への準備

令和6年度(2024年)に佐賀県で開催される国民スポーツ大会は、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものと考えられます。

また、各都道府県の選手団や大会関係者をはじめ、来町される方々に、恵まれた自然や歴史、文化など、江北町の魅力を全国に発信する大会を目指します。

● 施策・内容

(1) SAGA2024江北町実行委員会の運営

ア 佐賀県及び関係競技団体等と連携を図り、大会の開催へ向けた準備を進めていきます。また、本町開催競技の実施準備や国スポ等のPR等を実行委員会で協議検討していきます。

V 子ども・子育て支援事業の推進

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

家族形態や就労形態が多様化するなど社会情勢の変化に伴い、乳幼児保育、障がい児保育の充実とともに、延長保育、一時保育など保育に対する多様なニーズがあります。

幼児教育・保育無償化の影響により保育ニーズが高くなっていることや、子ども・子育て支援法により保育所入所の条件が緩和されたことで未満児の入所希望が増加していることから、民間保育園の充実により縮小の予定であった江北保育園においても、未満児からの園児受入れを行っています。

また、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりをするためには、子育てと就労・社会参加の両立支援が必要不可欠であり、子育てと就労支援の柱となるような保育所の整備と自主的な運営改善を進める必要があります。

● 施策・内容

(1) 民間活力による保育提供の充実

ア 短時間勤務の保育士資格を持たない保育士の補助を行う者を雇上げることや、地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育にかかる周辺業務に活用します。これにより、保育の体制を強化し、保育士の負担を軽減し保育士の就業継続及び離職防止を図り、働きやすい職場環境を整備します。

(2) 家庭教育への支援の充実

ア 子育ての方法、教養について学習を深めるため、保護者会、保育参観日等を活かして、家庭教育に関する情報提供の場をもちます。

イ 家庭教育・子育てなどに関する情報の提供及び啓発活動を行います。

2 子育て支援事業の推進

2020年度から2024年度の5ヶ年度を事業計画期間とした次期子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、子育て支援施策の更なる展開を推し進めます。

また、国の子ども・子育て支援事業を活用して、子育てに関する保護者のサポートを行います。

● 施策・内容

(1) 教育・保育サービスの充実

ア 江北保育園、永林寺保育園、江北ひかり保育園、小規模保育所なのはな、ニチイキッズこうほく保育園、ひとのねこども園において、延長保育を実施

します。

- イ 幼稚園保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的なニーズに応えるため、平日は 幼稚園終了後の 14:00～17:00 までの 3 時間、長期休業中は 8:30～17:00 までの 8.5 時間、教育課程に基づいた教育を行います。保育ニーズがある幼児が一時預かりを利用した場合、無償化の対象となるため制度周知に努めます。
- ウ 江北ひかり保育園において、保育所等を利用していない幼児を対象に、一時預かり事業を実施します。保護者の突発的な事情や社会参加により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、平日（月～金曜日）9:00～16:00 までの間、一日定員 6 名までの預かり保育を行います。
- エ 病気の生後 2 ヶ月から小学生までの子どもを、病院の病児保育室で一時的に預かることにより、保護者の就労支援を行います。
- オ 永林寺保育園において体調不良児対応型事業を実施し、永林寺保育園児が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図り保護者の負担を軽減します。

(2) こどもセンター「うるる」事業

- ア 事業全般においてコロナ対策を十分に行いつつ、安心安全な児童館運営を行い、自由来館により、いつでも安心して利用できる身近な遊びの場の提供を行います。
- イ 子育て中の保護者の悩み相談を行います。（子育ての不安をなくす）
- ウ 乳幼児対象事業「びよびよルーム」では、遊びや体操、絵本の読み聞かせ季節の行事、誕生会、保護者の交流の場づくり（ランチ交流）を行います。
- エ 子育て中の保護者に対し、文化・スポーツ活動を体験しながらリフレッシュや仲間づくりを行うママサロンや、育児についてのテーマを設けたおはなし会を開催します。その間は、託児を行います。

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

- ア 未就園児に対して年齢に応じた絵本の配布を行います。（月 1 冊）
- イ 子育て情報誌「すくすく」により、絵本を通しての情操教育や親子のふれあいの大切さ、こどもセンターの行事案内を発信する他、子育ての方法について悩みを抱える保護者の不安感を解消するために、有用な情報を提供します。

(4) 子育て支援ネットワーク

- ア 民生委員を通じて絵本を配布するとともに、民生委員・児童委員と保護者が対面することにより、子育てに関する相談の機会提供を行います。

(5) 子どもの健全育成

- ア 保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小1～小6の児童を対象に、放課後児童クラブを行います。継続して特別支援員をクラスに一人ずつ配置し、また、支援員全員に支援についての研修を実施し特別な配慮を要する児童への支援、健常児とのかかわり方について充実させます。
- イ 地域住民による指導のもと、スポーツや文化、体験活動を行い、異年齢の交流や心身ともに健やかな成長を支援します。
- ウ 「うるるんキッズ」で集団遊び、昔遊び、運動、製作活動などを提供します。
- エ 次世代の親となる中学生に、幼児と触れ合う機会をつくれます。

(6) 給食費助成事業による経済的負担の軽減

- ア 小・中児童生徒への学校給食費補助により、保護者の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい町を目指します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業の調査・研究

- ア 福祉課が実施する生活支援体制整備事業におけるファミリー・サポート事業の実施に向け、実施検討を行います。